

国立大学法人東京農工大学における「新しい地球人養成プログラム」に従事する職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学における「新しい地球人養成プログラム」に従事する職員就業規則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学における「新しい地球人養成プログラム」に従事する職員就業規則</p> <p style="text-align: center;">平成19年12月3日 19経教 規則第12号</p> <p>第1条～第6条 省略</p> <p>(所定労働時間)</p> <p>第7条 推進員の労働時間は、休憩時間を除き、1日8時間、1週間40時間とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表1のとおりとする。</p> <p>第8条～第9条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略(現行どおり)</p> <p>(所定労働時間)</p> <p>第7条 推進員の労働時間は、休憩時間を除き、1日8時間以内、1週間40時間以内とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表1のとおりとする。<u>ただし、1週間の労働時間が40時間未満の推進員については、その始業・終業時刻、休憩時間を個別に定める。</u></p> <p>第8条～第9条 省略(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略(現行どおり) <u>附 則(20経教規則第5号)</u> <u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	